(令和4年9月6日　午後1時00分)

●議長（佐藤武雄）休憩前に引き続き会議を開きます。

通告の3、片野良之議員。

1、デジタル関連法による個人情報保護法条例の改廃は

2、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正での町の今後の対応は

3、ワクチン接種を行う際の必要数の確保は

議席番号5番、片野良之議員。

◆2番（片野良之）議席番号5番、片野良之です。今回は3つの項目を質問予定しておりますので、簡潔明瞭な答弁を求めます。まず、来年の4月から実施されるデジタル関連法、特に51条による地方公共団体に関する個人情報保護条例の改廃について質問いたします。これまで各自治体がそれぞれ行ってきた、個人情報保護条例が国による一元的な管理となり、その多くが改廃されることが見込まれております。そこで当町における対応は、どのように考え、改正するのか、改廃するのか、いつ、どのように行うのか、まず、町のスケジュールなどお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）横川町長。

■町長（横川正知）片野議員さんのご質問にお答えをいたします。個人情報保護条例の改廃関連でございますが、お答えを申し上げます。ご案内のように、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律に基づきまして、個人情報の保護に関する法律が改正されたところでございます。改正後の個人情報保護法では、改正前の個人情報保護法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を1本に統合すると共に、地方公共団体ごとに異なっていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールとすることと、国公立の病院等は民間の病院等と同等の基準を適用することなどを規定していると言われています。来年4月1日以降は、改正法の個人情報の保護に関する法律について、ガイドライン等に基づきまして個人情報の収集、利用、提供等を行うこととなるわけでございます。従いまして、現行の信濃町個人情報保護条例および信濃町個人情報保護条例施行規則を廃止することとなります。改正個人情報保護法で、地方公共団体が条例で定めることができるとされている事項について、その要否を検討し、新たな新条例を制定し、施行規則についても制定することになるということでございます。来年4月1日以降は町も個人情報保護法の適用対象となりますので、共通ルールとなる法令やガイドライン等を遵守しながら、適切な取り扱いが行われるよう、準備を進めてまいりたいと思っているところでございます。当面、今そのような方向で、この法律関係については条例を検討しているところでございます。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）今の町長の答弁では、改廃する方向に進んでいくという答弁でした。来年の4月1日からということになりますので、それまでに新たな条例、そういったものを改正するのか、改廃するのか、決めなければいけないと思うのですが、担当部署のほうでは、いつこれをやろうと今のところ計画をされているか担当課長のほうにお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）松木総務課長。

■総務課長（松木和幸）現在のところは3月議会3月会議の方へ上程をする予定で検討しておるところでございます。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）この国の法律により一元化ということ、これはこれで変わりようがないのでやむを得ないと思うのですが、個人情報保護条例の制度、これは地方自治の中でも優れたものの中のひとつだったと私は思っています。その原則の中に、個人情報の収集は本人から直接収集する収集の制限、目的外利用外部提供の制限、オンライン結合の制限などがあります。これは非常に重要なものだと思うのですが、国の指針に従って改正されるとして、このへんの問題、どのように対処されていくのか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）松木総務課長。

■総務課長（松木和幸）改正法での個人情報の収集の制限として、改正法第61条で個人情報保有の制限の規定があり、所掌事務また業務遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとして、第2項で利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとしております。また第62条で本人から書面で個人情報を取得する時は、予め利用目的を明示しなければならないと規定されておりますので、法律の中でしなければならない、してはならないと記述されている事項については、これに従わなかった場合は法違反と判断される可能性があることをガイドラインで明記されておりますので、そのような心配はないと思っております。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）今の課長の答弁の中で、法律的にしっかり守るところをおっしゃっていたわけですけれども、この中で今、私がちょっと問題ではないかと思っているのが、匿名加工情報制度というのが今回新しく入ってくるのですけれども、情報連携との実施による想定される弊害と言いますか、問題点などには、町では既に把握といいますか、情報収集などはされているのでしょうか。

●議長（佐藤武雄）松木総務課長。

■総務課長（松木和幸）匿名加工情報ということでございます。これは行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別できないように加工し、かつ、その当該個人情報を復元できないようにした情報のことを言うのですが、これにつきましては、行政機関は民間事業者の提案募集、これは改正法の111条に載っているのですが、提案募集を行い、法律の要件を充足する提案があれば提供することとされております。ただし改正法の附則第7条の規定において、当分の間、都道府県および政令指定都市に適用するというふうになっておりますので、他の地方公共団体については任意で提出募集を実施することができるとされております。当町におきましては、民間の事業者からの利用ニーズがあるのか利用ニーズに対して情報が提供できるのか、そういう観点を注視しながら当初の施行条例では規定しない方向で今は検討しているという状況であります。以上です。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）今回、大幅に国の法律の変更で、この個人情報の扱いが変わってくるのですが、これに対して住民に対する変更の周知など、今のところ予定はされているのでしょうか。ほとんどの住民の方は、こういうふうに話がどんどん進んでいるということを知らない方が多いと思うのです。それで気がついたら変わっていたというのが、やはり、実際としてはまずいと思うので、そのへんを早めに周知するようなことを心がけていただきたいのですが、今現在での予定などをお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）松木総務課長。

■総務課長（松木和幸）今、お話したとおり、ほぼ国の法律およびガイドライン、これをもって適用されるということで、条例の方に規定できる部分がほぼ少ない状況でございます。町としての条例改正を必要とあれば、そういうことも必要かと思っておりますが、そのへんを注視しながら、また検討してみたいと思います。以上です。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）注視しながらやっていただきたいのは重々なのですが、いつ頃までにそれを具体的に、期日を切るのか、その予定をお願いします。

●議長（佐藤武雄）松木総務課長。

■総務課長（松木和幸）まず、それが必要かどうかという判断にもなろうかと思います。一応今のところ、3月の会議の時には、条例を上程するように考えておりますので、それまでには、今年中にはある程度判断せざるを得ないとは思いますので、ガイドラインも非常に莫大でございます。これは毎日のように更新されて、Ｑ＆Ａも更新されている状況でございますので、それを見ながらどうしていくかというのを決めて、必要があればということになろうかと、以上です。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）先ほどの答弁の中でも、民間への情報提供も今後あり得ると。それが必要なものかも見極めながらやらなければならないという話がありましたが、本人の同意を得ずしての第3者提供、目的外利用のけん制、これに対して、専門的にこの問題は考えるチームなどは町の中にはあるのでしょうか。それとも統括的に判断されて、そこまでのものは作らない予定でしょうか。

●議長（佐藤武雄）松木総務課長。

■総務課長（松木和幸）目的外利用の関係でよろしいのかと思うのですが、その改正法の中で、行政機関の長に対して不適切な利用の禁止および適切な取得の規律を設け、また提供を受ける者に対する措置要求なども設けております。町としても新たに制定する条例または施行規則の中で、適切な管理のために必要な措置は講じてまいるところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）この問題、調べているうちに本当に資料の数が膨大で、読み込むのが本当に大変であったのですが、調べてみると他の自治体では、国の基準だけではなく、町独自の、自治体事態の独自の、国の不足した、という言い方は変かもしれませんが、足りていないところを補うようなかたちでの条例として残す自治体もいくつか見受けられました。そのへんを考える中で、3月の会議での上程の予定だということだったのですが、それまでにそのへんもきちんと、きちんとと言ったら語弊があるのですが、条例として何がしかのものを残すのか、完全に改廃してしまうのか、決まるということでよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤武雄）松木総務課長。

■総務課長（松木和幸）条例で施行されるものというのは、委任規定というのが設けられておりますので、そこらへんは条例で決めていかなければならないというふうに考えておりますし、条例で定められる許容される事項というのも出ておりますので、そこらへんも検討しながら、どうしていくのか、検討してまいりたいというふうに思っているところです。以上です。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）個人情報の保護というのは、住民ひとりひとりを守る大切な問題です。今、国が進めている、デジタル化への施策、これは十分な論議や検討がなされたとは言い難い部分も見受けられます。結果ありきで強引に進められているものも少なくはありません。自治体に許された範囲の中ででも、不足を補い、情報の保護はこれからも、さらに重要度を増してくると思います。当町でも国に完全に手放すのではなく、握れる部分だけでも保護を続けることを強く求めたいと思います。次に、今年の4月に成立した、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案。これについて伺いたいのですが、この特別措置法の一部改正で、主に土地の利用の円滑化に加えて、管理の適正化というのが位置づけられていると思います。災害対策のため、市町村長による代執行の制度も創設しています。また老朽化の進んだ空き家等がある所有者不明土地でも、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続きの対象になるように、適用範囲を拡大しています。これに伴って、所有者不明土地対策の推進対策を強化するため、市町村は所有者不明土地対策計画の作成や、所有者不明土地対策協議会の設置が可能となりました。当町ではこれらの対策計画の作成や、対策協議会の設置についてどのように考え、スケジュールされているのかを伺いたいと思います。担当課長お願いいたします。

●議長（佐藤武雄）海口建設水道課長。

■建設水道課長（海口泰幸）片野議員のご質問にお答えしたいかと思います。こちらのほう、現在のところ、所有者不明による事業が進まない等の事案が発生しておりませんので、これらの状況を見まして、計画の策定等々、また検討をしていきたいと思っております。そもそも所有者不明土地対策の推進体制の強化ということにつきましては、国のほうの事業の一環の中の、所有者不明土地対策計画の作成ですとか、所有者不明土地対策協議会の設置が可能というような表現になっておりまして、必ず作りなさいということではございませんので、こちらの方につきましても、状況をみる中で、必然性が発生してきた場合につきまして、こちらの方を作るような方向で検討したいと思います。現在の段階においては、まだそのところまで達していないというような状況でございますので、ご理解をいただきたいかと思います。以上です。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）この特別措置法の一部改正、これが、全部というわけではないのですが、前回の一般質問の時に、例えば、住所不明の建物の雪害の問題であったりとか、倒木の問題、そういったところの民々での問題で行政でも把握はしていても、なかなか手が出せないというような答弁がありました。その中で、何とか町が、そういうところにも手が出せるものがないかと思って探していて、この法律の改正を見つけたわけなのですが、この改正された法律なので、所有者不明の空き家などで懸念される、大雪や強風などで倒壊の危険性、倒木への事前対応、こういったものが可能になるのかどうか、私のほうではよく分からない部分があったのですが、こういった新しい、この改正法などを使って、そういったことを、そういったところに踏み込んでいけるものか、いけないものかはどうでしょうか。

●議長（佐藤武雄）海口建設水道課長。

■建設水道課長（海口泰幸）こちらの方の法改正の内容ですけれども、自主的には根本になるものが、所有者不明というのが大前提になるかと思うのですけれども、現在の、例えば倒壊しそうな家屋ですとか、木がうっそうとしている土地とか、そういった部分については、現段階におきましてこちらの方で調べる限りでは、所有者が確定できる家屋、それから土地がほぼ全体のようなかたちになっております。現段階において全く所有者不明というような土地というのが、なかなか見つからないという言い方は変なのですけれども、該当してこないので、通知文書等々をお送りする中で対応していただくようになっております。先ほどの話に戻ってしまいますけれども、もしそういう土地が出てきた場合については、いろいろな状況を緩和する中で対応していきたいなというふうに思っておりますけれども、現段階においてはこちらに該当するような土地、所有者不明という状況は町においてはありませんので、そのような対応をさせていただいております。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）今の答弁で、所有者不明の土地建物、そういったもので直面する問題に合致するところがないということで、少し安心した部分はあります。この中で、この一部を改正する法律の中では、代執行の制度も、災害対策のための代執行の制度も創設されていると思うのですが、所有者が分かっていて、もし対応されない場合、代執行などによる町での安全管理と言いますか、そういった部分は今後どのように検討されるのでしょうか。

●議長（佐藤武雄）海口建設水道課長。

■建設水道課長（海口泰幸）代執行の関係でございますけれども、主に町の方では、この代執行にあたる部分といたしましては、例えば大きな道路を切るとか、そういった部分について、移転していただかなければならないというような、そういったケースで引っかかってくるケースが主だと思います。そういった場合につきましては、状況を把握する中で、線形を変えるような状況、また、あるいはその部分について用地交渉に応じてもらえなくて、路線を変えるといったようなそういったケースはあるかと思います。片野さんの先ほどのご質問があったように、危険的な箇所の部分で、こちらの方で代執行できないかというようなお話があったのですけれども、ただいま町の方では、そのへんのところの、本当に危険になるというような、そこのところの代執行しなければならないような土地そのもの自体をまだ把握してございませんので、今後そのことに対しても、災害等も増えてきていますので、その把握できるような努力のほうもしていきたいと思いますので、それに基づいての今後の経過として、そちらのほうを、今後検討材料としたいなと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）現段階で特に問題になるところがないということで、もし、今後そういった事案が発生した場合には、速やかな対応を願いまして次の質問に移ります。次の質問ですが、ワクチン接種を行う際の、ワクチンの必要数の確保、これはどのように行われているのかをお聞きしたいと思います。これはある町民の方から、子どもさんの日本脳炎のワクチン接種の案内が届いた後、病院に問い合わせしたところ、ワクチンが足りなくいつ接種できるか分からないと言われたと、どうなっているのだという住民相談から始まった話なのですけれども、本来、住民への案内が出される場合、予測される必要人数に対する数が確保されているものだと思っていたのですが、今回の日本脳炎のワクチン接種はどのようになっているのか、また状況や条件の細やかな説明がなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸）今、ご質問いただいた事案が発生したということは、誠に申し訳ないと思いますが、状況についてお伝え申し上げます。ワクチンの確保につきましては、コロナウイルス感染症の予防ワクチンについては、国で一元化で管理しておりまして、各市町村に配分ということになります。それ以外の従前の予防ワクチン、今ご質問いただいた日本脳炎のワクチンも含めて、厚生労働省からの情報を元にその年にどのくらいワクチンが確保できるのかということで、対応を進めているのが状況でございます。今回、小児の日本脳炎のワクチンにおきましても、病院のホームページで小児科のサイトもございますが、そちらのほうで何歳の方がいつから接種できるかという情報は提供させていただいている状況ですが、今回の事案が発生してしまった状況を考えますと、厚生労働省からの、当初、本年度のワクチンの、日本脳炎のワクチンの供給量につきましては、状況が一昨年は供給不足という情報がございまして、接種を待っていただいた方もいらっしゃるようです。本年度は十分に確保できるという情報がはじめに、令和4年の5月22日の厚生労働省の供給情報およびお願い通知で確認してございます。実際に日本脳炎が始まる、始まるというか、一番の接種時期の6月ごろに、やはり実際には供給量が足りなくなってしまったという事案が発生しまして、日本脳炎につきましては4回接種するのですが、年齢によって、ある一定の年齢を超えてしまうと接種できないという部分の時期がございます。その方をちょっと優先して接種していただいたと経過もございまして、今回ご指摘のような事案が発生してしまったというふうに考えております。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）実際今回は、ワクチンの確保自体が大変厳しい状況になってきているという話は、私も把握しております。その中で、もう少し利用者に対する説明、こういうのが細やかなものであれば、そんなに大きな問題にはならなかったのかなというふうに思うのですが、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

●議長（佐藤武雄）丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸）情報提供につきましては、一覧表で分かりやすく丁寧な説明ということで、ホームページのほう等に掲載させていただいておりますが、なかなか、接種する保護者の皆様に対しまして、ちょっとわかりづらい点もあったのかなと思います。具体的に申しますと、日本脳炎につきましては、3歳で1回目を打ち、またその1回目を打ってから1週間から4週間後に2回目、今度4歳になってから3回目、9歳から13歳の間で4回目を打つと、そういうちょっと複雑な状況になっております。その予約の時期に応じて、その時点でワクチンが確保できるかどうかという部分もあって、できるだけ、できるだけというか、分りやすい情報は伝えようと努力はしているのですが、結果的にちょっと分かりづらい面があったということは認識してございます。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）病院のホームページなどでも出しているということですが、なかなか見る方は、そう多くないと私は思うのです。情報をホームページでアップしているから、見ているはずというのは、多分通じないと思うのです。それで今回、確か13歳を過ぎると国の補助が受けられなくなってしまうという話だったかと思うので、13歳の方、誕生日を迎える直前の方から優先的にやっていっていると言うのはお聞きしたのですけれども、何と言いますか、通知を出す際に、通知の中にも年齢制限があるので、なるべくそういう方々から優先してやっていきますよ、の一言があれば、ホームページにアップされているよりも、親御さんの方の手元に届く通知の中にそういう文面があれば、もうちょっと良くなるのかなと思うのですが、こういう通知は病院から出すというよりも、役場の方から出るのではないかなと思うのですが、このへんでの、病院と役場との連携というのは、どの程度行われていたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤　豊）通知につきましては、厚生労働省の通知に基づきまして、町のほうから、保険予防係のほうから発送をしてございます。それで、今ほど事務長からも説明があったのですけれども、通知を出す際に、病院と情報を共有しまして、こと日本脳炎に関しましては、令和3年度ワクチンが足りないということもございまして、通知を発送する枠が、いわゆる優先、先に打たなければならない子どもたちの方へ先に郵送してというかたちでやっておりました。ただ、やはり、ワクチンが不足しているということがちょっと伝わっていなかったのかなという部分がありますので、そのへんは反省でございますので、今後そういうことがありましたら、なるべく詳細を通知の中に記載をして発送できれば良いなというふうに考えてございます。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）ぜひ、やはり親御さんたちは子どものことになると、真剣にそういったところを悩まれると思いますので、ぜひ、親御さんたちに伝わりやすいような形を、さらに検討していただきたいと思います。この問題の中で、例えば広域での、病院どうしでの連携や融通というものは、図れるものなのか、図れないものなのかお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤　豊）連携ということでございますけれども、行政のほうと町のほう、病院のほうなのですけれども、基本的に通知や案内については町のほうで発送します。接種する病院も一番メインは信越病院でございますけれども、信越病院の他に長野市内の小児科でありますとか、飯綱町にも、隣町にも小児科ございますけれども、そういった県内の病院でありますれば相互乗り入れ契約というのを結んでおりまして、町内の方もかかりつけがそちらであれば、そちらで接種できるという状況で連携はしてございます。通知も、その小児科等々も、こういったワクチンが不足していますよと言うのは、把握しておりますので情報は共有しているところでございます。通常の場合ですと、定期接種、あまりワクチンが足りないなんてことはないのですけれども、こと今回の日本脳炎についてだけは、製造していた一社が製造の段階で、供給できなくなった事例がありまして、そういった特例があったということでご理解をいただきたいと思うのですけれども、そういった情報については、なるべく伝わるようにやっていきたいと考えてございます。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）ぜひ、広域という言い方が合うのかどうかわかりませんが、他の市町村の病院なんかと連携をとりながら対応できるような形を進めていただきたいと思います。この問題の中でも、隣町の病院に何件か電話をしたそうなのですが、町民の必要分しかストックがないから、他町の方には接種ができないと断られたということを、相談を寄せられた方から聞いております。そういうことが今後起こらないように、他の医療機関との連携なども細やかに進めていただきたいと思うのですが、そのへんは今後可能でしょうか。

●議長（佐藤武雄）柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤　豊）ご要望は本当に理解できますし、分ります。ただ、どうしても今回のパターンのように、日本脳炎のワクチンそのものが足りないということになりますと、当然、隣の町も、なかなか接種の物が入ってこないものですから、うちの信越病院もそうなのですが、申し込んでおいてもなかなか来ないということでございますので、どうしても管轄の町民を先に優先をしてということは、致し方ないのかなというふうに、病院側とすればそういうことだと思います。できるだけ私たちも、町民の皆さん、たくさん打てるように確保して努力はしてまいりますけれども、そのへんはご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（佐藤武雄）片野議員。

◆2番（片野良之）今回は本当にイレギュラーな部分での問題だったと私も思いますので、病院や行政を責めるというつもりは全くありません。ただ、大切な子どもたちのために、必死になられている親御さんたちが安心して向き合えるような、細やかな説明ですとか対応を、それを今後さらに構築されることを提案し、お願いしまして私の一般質問を終わりといたします。

●議長（佐藤武雄）以上で片野良之議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。1時50分まで休憩といたします。

(終了　午後1時36分)